

(別紙1)

訪問看護サービス重要事項説明書

1. 訪問看護者の役割

在宅で医療・介護（介護予防）を必要な方が、安心して在宅療養が出来るよう医師との連携を図り、利用者を医療的に援助します。

2. 事業所の概要

事業所名	韮崎市国民健康保険韮崎市立病院 訪問看護ステーション
指定番号	山梨県指定 第1960990057号
所在地	〒407-0022 山梨県韮崎市本町三丁目5番3号
設置主体	韮崎市
電話番号	0551-30-7739
FAX	0551-30-7806
管理者	清水 かおり
開設日	令和5年3月31日
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
人員	常勤看護師3名 ・非常勤看護師 1名

3. サービス内容

医師の指示書及びケア計画に従い、サービスを提供いたします。

- (1) 病状及び障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等生活の世話
- (4) 褥瘡の予防及び処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活及び看護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

4. 利用対象者

市町村の介護認定により要支援及び要介護を受けた方・医療保険対象の方

訪問看護は、看護師が家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスです。主治医の治療方針やケアプランに従って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので安心して在宅療養が続けられます。

5. 利用手続き

お申し込みは、当事業者又は主治医、居宅介護支援事業所ケアマネージャーにご相談ください。

訪問看護を利用する場合は、主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。当事業者は、韮崎市立病院医療情報システム（電子カルテ等）を使用しますので、健康保険証及び介護保険証等の確認をさせていただきます。

6. 費用

別紙2・3にてご説明します。（厚生労働大臣が定める額となります。）

・支払い方法

費用については、サービス提供の翌日指定の金融機関の口座から引き落としとなります。利用者様又は口座名義人様に直接金融機関で手続きを行っていただきます。（韮崎市立病院窓口での現金支払いも可能です。）

7. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし土日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）は休日です。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分 （ただし通常の訪問看護を行う時間は午前9時～午後4時）
緊急時対応	24時間対応体制をとっています。必要に応じて緊急時等、訪問します。 （緊急訪問には別途料金がかかります。同意が必要になります。）

8. 営業地域

通常の地域	韮崎市
-------	-----

9. 苦情の相談

サービスについてのご相談やご不満がある場合には、下記までご連絡ください。

韮崎市国民健康保険韮崎市立病院 訪問看護ステーション	所在地 韮崎市本町三丁目5番3号 電話 0551-30-7739 FAX 0551-30-7806 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
韮崎市長寿介護課	所在地 韮崎市本町三丁目6番3号 電話 0551-23-4313 FAX 0551-23-4316 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
山梨県国民健康保険団体連合会	所在地 甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館4階 電話 055-223-2111
居住の各市町村 介護保険係	
中北保健福祉事務所長寿介護課	所在地 韮崎市本町4丁目2番4号 電話 0551-23-3443 FAX 0551-23-3075 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

10. 緊急時の対応の方法

応急手当等を行うとともに、利用者の主治医に連絡し、医師の指示に従います。

- (1)主治医 TEL
- (2)緊急連絡先 TEL 0551-30-7739

11. 事故発生時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族様、主治医、救急機関、居宅介護（予防）支援事業所等に連絡します。

12. 秘密の保持

当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後にも継続します。

13. 虐待の防止のための措置

当事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの発生及び再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 不適切な対応防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 職員に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を、定期的を実施します。
- (3) 虐待防止等のための指針を整備しています。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者 清水 かおり
- (5) 居宅サービス契約の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者様の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

14. 衛生管理等

職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、設備及び備品等についても衛生的な管理に努めます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (2) 職員に対して感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

15. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じます。

- (1) 職員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて行う継続計画の変更、更新を行います。

16. その他留意点

サービス提要の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師は、年金の管理、金銭の貸借等の金銭の取り扱いはできません。
- (2) 看護師は食事の支度、清掃等をすることはできません。
- (3) 看護師に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) 利用者様がサービス利用をキャンセルする場合は、速やかにご連絡ください。
- (5) 感染防止対策の為マスク・手袋・ゴーグル等を装着させていただく場合があります。
- (6) 発熱がある利用者様への対応には感染症対策仕様の装備で訪問させていただく場合があります。
- (7) 利用者様、ご家族様などが新型コロナウイルス感染症陽性の判定が出た時、又は発熱がある時には速やかにご連絡ください。
- (8) 豪雪や天候悪化等により道路状況が悪く危険が伴うような場合は、訪問できないことがあります。また、訪問の途中であっても危険な状況時は、訪問は終了させていただくことがあります。
- (9) 緊急の対応のため急遽、時間の変更をお願いすることがあります。
- (10) 緊急対応をさせていただきますが、利用者様の状況により一刻を争うような状況ではご家族様の判断により救急車での搬送をお願いすることがあります。

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

事業者 住所 〒407-0024 山梨県韮崎市本町三丁目5番3号
名称 韮崎国民健康保険 韮崎市立病院訪問看護ステーション

説明者 氏名

サービス契約の締結にあたり、上記重要事項の説明を受け内容について了解しました。
また、私又は家族の個人情報を、サービス担当者会議等必要な場合に他のサービス担当者等と共有することに同意します。

利用者 住所

氏名

家族・代理人 住所

氏名

続柄